

さいたま市教組情宣

さいたま市
教職員組合
(埼教組)

TEL 641-6763
FAX 648-3567
e-mail
saisikyouso@mx2.
et.tiki.ne.jp

2003.5.24(土)
No. 5

勤務時間問題

残業・持ち帰りの仕事が多すぎる。子どもと過ごせる仕事量に減らしてほしい。実質8時間の勤務時間を守って・・・

休憩時間は設けられているが、現実的には取れていない。1:15~1:40の休憩時間は給食指導に従事しているのに「工夫なさい」ばかりで有名無実である。実質8時間の勤務時間を守ってほしい。

休憩が取れていないのに、「取ってください」の一言であとは何もしない。せめて休憩時間がとれているのか調査してほしい。出勤が多いので夏休みに出勤するようにとの管理はやめてほしい。

校内人事・人事異動

主任選出であらかじめ決定されているようだったのは問題だ。また、主任を校長が決めるのは非民主的である。



担任希望をきちんととって欲しい。地域に根ざすことを考え「7年」にこだわらないで欲しい。

職員への配慮が足りない発言、職員の意欲をそくような発言を慎んで欲しい。職員室で、他の先生の前で怒鳴ったりするのは本人も周りの人もやりきれない。

新年度
各学校からこんな声が

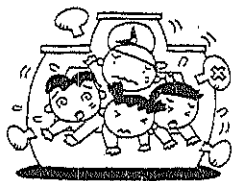
要求いっぱい!

6月3日(火)
市教委交渉!!



管理職問題

昇給の通知を投げて渡したり、話もなく一方的に「きまり」が出てきて混乱する。



管理職の意に添わない発言をすると学年主任を呼んで圧力を加える校長のやり方はおかしい。

突然話が来て、2・3日中に返事をというのはやめて欲しい。議論の時間の保障と職員の意向を尊重すること。指導案を十分に検討する時間を保障せずに、たくさんの研究授業を校長が引き受けてくる。該当の主任にさえ引き受ける事を知らせていない。



子どものためにならない研究委嘱はいらない!

●児童用のコンピューターはせめて20台欲しい。(現在15台)
●ゆっくりできる休憩室を作って欲しい。
●トイレが臭う。トイレの老朽化。トイレをきれいにしたい。

プレハブ校舎のにおいが強く、目がチカチカする。窓を開けると雨が入る。夏は開けないと暑い。床が揺れて音もうるさい。

研修委嘱問題

○新体力テストの全員実施はやめてほしい。
○部活動加入自由化
○少人数指導より30人学級の実現を!
○土・日の部活の大会、とても大変!
○とにかく忙しすぎる!

施設・設備等

裏面に、緊急要求書を掲載!!



2003年5月13日

さいたま市教育委員会
教育長 臼杵信裕 様

さいたま市教職員組合
執行委員長 前島英男

勤務時間改善並びに学校運営の民主化に関する緊急要求書

さいたま市学校教育の条件整備に対する貴職のご努力に敬意を表明致します。

さて、4月をもってさいたま市は全国13番目の政令指定都市となりました。教育委員会も政令指定都市としての学校教育の特色を出すべく取り組みを進めているようですが、さいたま市で働く教職員の勤務条件は非常に厳しいものがあります。また施設設備の整備は遅れていて条件整備を望む声は非常に大きくなっています。また、学校の民主的な運営はそこに働く者の意欲と学校の機能を発揮する上で不可欠なことです。

以上のことを踏まえ、多くの職場の声を反映した以下の要求に対し、誠意ある回答を求めるとともに、教育長出席のもとでの交渉を強く要求します。

記

I 勤務時間に関する要求

- 1 休憩時間を勤務の間に置きながら、実質的には休憩時間を保障せず8時間45分拘束を黙認している学校長に対し、実働8時間の労働を厳守するよう指導すること。
- 2 実態のない休憩時間の設定を行わないように学校長に指導すること。特に恒常的に会議や児童・生徒に対する指導が行われる時間帯に休憩時間を置かないようにすること。
- 3 教員の時間外勤務の限定4項目を遵守するよう学校長に指導すること。また、限定4項目での時間外勤務を行う場合にあっては、学校長は教職員の納得を得るようにすること。
- 4 朝の登校指導等で時間外勤務が行われた場合は、時間調整を明言するよう学校長に指導すること。
- 5 2001年4月6日付、厚生労働省通達「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」にある「労働時間の適正な把握責任は使用者(学校長)にある」趣旨を学校長に徹底し、教職員の勤務時間の把握を行うように指導すること。

II 主任選出・校内人事・年度当初人事異動に関する要求

- 1 主任を想定した人事異動を行わないこと。
- 2 主任選出に当たっては、学校管理規則の趣旨及び従前の留意事項、「主任制度に当たっての県教委との確認事項」に則り、主任選出が全教職員の意見等が反映される形で行われるよう学校長に徹底すること。
- 3 担任決定等の校内人事については、教職員の希望を予め聴取する等して納得のいく決め方をすること。学校長が一方向的に決定しないようにすること。
- 4 異動希望調査の特記事項欄には学校名の記入を認めること。
- 5 希望地欄には一つ、または二つの記入を認めること。
- 6 内示までに最低1回は進捗状況を学校名で知らせること。学校長はヒヤリングを元に、市教委への具申を正確にするよう学校長への指導を徹底すること。

III 適格性を欠く管理職に関する要求

- 1 管理職の意に沿わない意見を述べる人に対し威圧的な発言をしたり、学年主任を通しての圧力を加える等の行為は管理職としてあるまじき態度である。すぐに是正すること。
- 2 職員への配慮を欠いた発言や行為を平然と行う学校長への指導を強めること。
- 3 学年だより、学級だよりへの不当な発行禁止措置や原稿書き換えを強要することがないようにすること。教職員の思想・表現の自由を尊重するとともに、管理職として論理的で冷静な助言を行うよう、学校長に指導すること。
- 4 教職員一人ひとりの人権とプライバシーを尊重した言動を取るよう指導すること。
- 5 現に現場教職員から問題を指摘されている者の管理職登載を取り止めること。

IV 研修委嘱に関する要求

- 1 学校長は委嘱研修や指定研修の希望を出す場合は、学校長や一部の者の希望のみで決定することが無いよう、教職員の希望等を十分にくみとって希望等を出すように指導すること。
- 2 市教委は学校長に対し、文書発出から希望報告までに十分に期間を取るなど、性急な報告を求めないこと。
- 3 教職員が研修で出費する書籍代等を予算化して、教職員に支給すること。

V 施設設備に関する要求

- 1 老朽化の激しいトイレ、悪臭のするトイレ、男女が板一枚で仕切られている職員トイレは早急に改修すること。
- 2 プール指導後に塩素が流せるシャワー付更衣室を設置すること。
- 3 教室の床が抜け落ちる、壁が剥がれ落ちる等の危険な教室、校舎の改修を行うこと。
- 4 児童・生徒用のパソコンは20台配置すること。
- 5 児童用の机・椅子の現物給付を復活すること。
- 6 労安法でいう50人以上の職場はもちろんのこと、全ての学校に臥床できる男女別休憩室を設置すること。
- 7 プレハブ校舎の夏場の暑さ対策として、クーラー設置または扇風機の設置を行うこと。

VI 部活動・体力テスト・市費職員に関する要求

- 1 中学校部活動の大会土曜・日曜開催については担当教員の負担が大きく、大会の規模縮小と大会日程の短縮を中体連に申し入れること。
- 2 部活動での社会人指導者の配置を早急に具体化すること。予算化も検討すること。
- 3 中学校部活動の加入自由化を徹底すること。
- 4 新体力テストの全小中学校実施を行わないこと。
- 5 新体力テストの抽出校をローテーション化し、負担を軽減すること。
- 6 市費臨時職員の通勤手当以外の諸手当を支給すること。
- 7 中学校自然体験教室については各校の希望を尊重するとともに、校長に留まらず該当学年の担任の現地視察を計画すること。

以上